

平成27年度「ほっとけない・こころの健康づくり講演会」企画運営業務  
公募型企画競争 契約候補者選定指針

## 1 本書の目的

平成27年度「ほっとけない・こころの健康づくり講演会」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、各提案者の企画提案書に対する評価を行い、契約候補者として選定するための方法を定めるものである。

## 2 企画提案の評価について

### (1) 審査手順

企画提案書を提出した者による、企画提案書に係るヒアリング（プレゼンテーション含む）を行う。ヒアリング後、実施委員会の各委員は企画提案書について採点を行う。

### (2) 評価基準

別紙「評価基準表」のとおり。

### (3) 評価・採点

各委員が評価基準表の項目について、それぞれ5段階で評価し、1つの企画提案書につき200点満点で採点する。

各委員の採点の合計点を、評価点とする。

#### 【採点基準】

	20点満点	10点満点
特に優れている	20点	10点
優れている	16点	8点
普通	12点	6点
やや不十分	8点	4点
不十分	4点	2点

## 3 契約候補者の選定について

### (1) 契約候補者の選定

企画提案書を提出した者のうち、最も高い評価点を得た者を契約候補者として選定する。

### (2) 評価点の最高得点者が複数ある場合

評価基準表における「1 業務内容」の「(3) 企画内容」の合計点の得点が高い方を上位とする。

それでもなお同点である場合は、実施委員会委員の協議により決定する。

### (3) 企画提案書の提出が1者からのみであった場合

1者であっても評価・採点を行い、評価点が、（満点200点×出席委員数）の60%を超える場合は、契約候補者として選定する。

### (4) 失格となる場合

以下の場合は、企画内容を問わず失格とし、評価・採点を行わない。

ア 想定経費内訳書に記載した金額が、本市の設定する金額を超えた場合。

イ 本市に事前に連絡せずに、ヒアリングに欠席した場合。

ウ その他 実施委員会において不適切と認められた場合。